

長野原町野生動物被害対策事業

野生動物（有害鳥獣）による農作物への被害対策の一環として、農作物被害対策用資材の購入に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

補助対象

農作物への被害対策となる電気柵購入で次の要件を全て満たすこと

- (1) 申請日に町内に住所を有している。
- (2) 2人以上の共同利用。ただし、山間地や独立したほ場で、やむを得ず1人で購入した。

補助額



交付手続き

次のいずれかで購入すること

- (1) あがつま農業協同組合長野原支店を経由して購入
⇒手続きは同支店を通じて行う。
- (2) 上記以外の購入
⇒購入者が次の手続きを進める。
 - ①電気柵設置予定の7日前までに必要書類を添えて町へ申請書を提出
 - ②町からの交付決定により電気柵を購入、設置
 - ③完了後1ヶ月以内に必要書類を添えて実績報告書を提出

注意事項

※補助申請は、世帯で年度内1回のみ

